

## 職場のパワーハラスメント防止対策等説明会

職場におけるいじめ、いやがらせに関する都道府県労働局への相談は年々増加しています。このような状況を背景として、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が令和元年6月5日に公布され、労働施策総合推進法において、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が新設され、また男女雇用機会均等法等で、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれたところです。

本説明会では、法案作成担当課である厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課の職員等が講師となり、改正法について説明いたします。

事業主や労務管理担当者など多数の皆様のご参加をお待ちしております。

### ◇「女性活躍推進法等改正法の概要及び女性活躍推進・ハラスメント防止策」

★講師 厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課

### ◇「ハラスメント防止措置（就業規則作成）の講じ方 等」

（講師）神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

\*その他「改正労働基準法における時間外労働の上限規制」、「勤労者財産形成促進制度」についての説明、同一労働同一賃金等に関する個別相談会（神奈川働き方改革推進支援センター）を予定

日 時	令和2年2月6日（木）13：30～16：00（受付12：30～） ※説明会終了後、事前申込みのあった方を対象に、神奈川働き方改革推進支援センターによる「同一労働同一賃金」、「残業時間の削減」等の働き方改革に関する個別相談会を実施します（16：05～16：35）
場 所	関内ホール（大ホール） 横浜市中区住吉町4-42-1
定 員	1,000名
参 加 費	無料
問合せ先	神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎045-211-7380

裏面の「参加申込書」によりお申込みください。

〈主催 厚生労働省神奈川労働局・神奈川県〉

## 参加申込み

参加申込書にご記入の上、FAX(または郵送)により  
神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課へ  
お申し込みください。

◇ FAX 045-211-7381

◇ 郵送先住所

〒231-8434

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎 13階

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

申込期限：令和2年1月31日（金）



●JR根岸線・横浜線「関内駅」北口より徒歩6分

●市営地下鉄「関内駅」9番出口より50m

●みなとみらい線「馬車道駅」5番出口より200m

※定員(1,000名)になり次第、締切りとなります。定員に達しましたら、神奈川労働局ホームページにてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。定員到達後にお申込みいただいた方は、当局より電話連絡を差し上げます。連絡のなかった方はそのままご参加いただけます。

## 2月6日（木）職場のパワーハラスメント防止対策等説明会 参加申込書

事業所名		
所在地	〒	
電話・FAX	電話 FAX	
役職・氏名 (2名まで)		
働き方改革 (同一労働同一賃金等) 個別相談の希望	希望あり	希望なし
	定員到達後に申込みをされた場合は、電話連絡いたします。	

※当日は本申込書(郵送の場合は郵送した申込書の写し)を受付にお持ちください

～ご記入いただいた個人情報は、本説明会に係る連絡のみに使用し、厳密に管理します～